

蓄電池の仕様を確認するための書類

申請者氏名

導入する蓄電池が下表の仕様を満たしていることを確認するため、仕様が確認できる書類名を申請者確認欄に記入し、その書類（取扱説明書や仕様書等の該当ページ（表紙及び裏表紙を含む））の写しを添付してください。添付書類の該当箇所には下表の「仕様番号」を記入し、確認箇所にアンダーラインや○囲いをして分かりやすくしてください。

※市確認欄は記入しないでください。

仕様番号	内 容	申 請 者 確 認 欄	市確 認欄 ※
1	家庭用蓄電池（20kWh未満）である。		
2	システム全体を統合して管理するための番号が付与されている。 ※ 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。	パッケージ型番 []	
3	次の項目について、所定の表示※ ¹ がなされている。		
3-1	・初期実効容量		
3-2	・定格出力		
3-3	・出力可能時間		
3-4	・保有期間（補助金により購入した場合の保有期間等）		
3-5	・廃棄方法		
3-6	・アフターサービス		
4-1	メーカー保証が10年以上の蓄電システムである。※ ²	保証 年	
4-2	サイクル試験による性能が10年以上の蓄電システムである。※ ²		
5	蓄電池部安全基準について、「JIS C 8715-2」又は「IEC62619」の規格を満足すること。		
6	【リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電池の場合のみ】蓄電システム部が、「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」※ ³ の規格も可とする。		
7	【リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電池の場合のみ】蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関※ ⁴ の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものである。		

※1 所定の表示は次のものをいう。

(1) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

【表示例】「初期実効容量 X. X kWh (JEM1511による)」

(2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW, kW, MW のいずれかとする。

(3) 出力可能時間の例示

ア 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

イ 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW, kW, MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW, kW, MW のいずれかとする。

(4) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ることについて対象機器の添付書類に明記されていること。

(5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、対象機器の添付書類に明記されていること。

※2 メーカー保証及びサイクル試験による性能については、次のとおりとする。

(1) 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

(2) 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

(3) メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

(4) 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

(5) JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

※3 「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※4 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。